

橋下維新に

二つのノ

大阪市議会



①協定書無効宣言の決議を可決した大阪市議会本会議。②「中労委命令に従う」と語る橋下市長。③本会議で中労委命令取り消し訴訟提起に反対する山中市議。いずれも7月25日

思想調査 不当

地方自治と民主主義をじゅうりんする大阪市の橋下徹市長。市議会
は「橋下暴走」に二つのノ一を突き付けました。
豊田栄光記者

一つは、橋下市長による「思想調査」(市職員への労使関係アンケート調査)2012年2月)の問題です。
大阪府労働委員会(府労委)の命令(13年3月)に基づき、国の機関・中央労働委員会(中労委)も6月27日、「思想調査」を不当労働行為と認定する命令を出しました。
橋下市長は中労委命

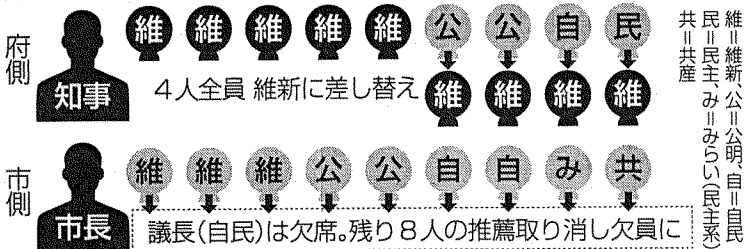
令の取り消しを求め、裁判所に提訴するつもりでした。提訴には議会の同意が必要で

す。臨時議会開会日の7月25日。日本共産党の山中智子市議の討論が本会議場に響き渡りました。

「調査は団結権、思想信条の自由など、国民固有の権利を真つ向から踏みこむもの。潔く(中労委の)命令に服し、関係者に謝罪せよ」

橋下市長の提訴に同

法定協議会の委員構成 (合計20人)



大阪都構想 大阪市を廃止して五つの特別区に再編し、知事に権限も財源も集中させ、カジノなど大型開発を推進しようという構想。

他党排除の協定書

もう一つは維新が単独で決めた「大阪都構想」の「設計図」にあたる協定書の無効を宣言する決議です。
協定書を話し合う場
浅田均氏。1月31日の第13回会議終了時に、次回は2月12日開催と決めたにもかかわらず、浅田会長は野党4会派の開催要求を拒否しました。
さらに維新は、気に入らない府議会側の法定協議会4人を、自らが多数を握る府議会運営委員会で、強引に維新議員に差し替え

とした。委員は各議会が推薦する規則です。市議会は、議長を除く委員8人の推薦を取りやめました。法定協会は維新委員(知事と市長、維新府議9人の計11人)のみとなり、7

日本共産党大阪市民団の山中智子幹事長の話「橋下・維新政治ノ一の野党4会派による「一点共闘」は、ついに「思想調査」を断罪するまでになりま

都構想

無効

府労委命令を不服として、市が中労委に再審査を求めたときは同意した公明、自民両党も反対しました。
労使関係アンケートは、職員に対する「思想調査」そのものでした。労働組合の活動への参加や特定の政治家を応援する活動(街頭演説含む)への参加の有無をはじめ、「誘った人」の名前まで回答を求めました。
橋下市長名の文書を送り、「市長の業務命令」「正確な回答がなされない場合には処分の対象」と脅す、念の入れようでした。
中労委命令は、①実施方法が懲戒処分を伴う業務命令として早期回答を一方的に強制するもの②質問内容も組合活動全般にわたる無限定なものなどの理由をあげ、不当労働行

為に当たると断罪しました。
居直り続ける
橋下市長は記者団に対して、「中労委と議会の判断を重く受け止め命令に従う」と述べざるをえなくなりました。橋下市長は「このような行為は繰り返しません」と書いた文書を労働組合に手渡すことになりました。

一方、「思想調査」への賠償を求め職員が起こした訴訟について橋下市長は、「僕には僕の主張がある。裁判は続ける」と居直りの姿勢です。

月23日に協定書を「可決」しました。
協定書の無効を宣言した決議に法的拘束力はありませんが、市議会が協定書を承認し、「都構想」の是非を問う住民投票条例が成立する可能性はほぼなくなりました。
専決処分示唆
橋下市長は住民投票の実現にむけ専決処分を含む、「あらゆる権限の行使」を示唆しています。専決処分は、議会閉会中などに首長が議会の議決を経ずに決定する方法です。
民主主義を否定する行為ですが、橋下・維新は法定協委員の差し替えなど、この手の暴挙を繰り返しており、予断を許しません。
他にも、府市両議会では現在、法定協委員を議席数に応じた配分に戻す正常化の動きがでていますが、橋下市長は「法定協会長による開催ポイコットもある。これは最大の武器」などと公言し、暴挙に暴挙を重ねる姿勢を崩していません。

正常化へ一点共闘

市民の運動をさらに大きくして、法定協の正常化を実現するとともに、橋下・維新の悪政を終わらせたいと思